

鳥居労災裁判1審勝訴!

控訴審勝訴にむけての展望

2011. 7. 24 弁護士 平松清志

第1 1 審判決の論点と判断

1 公務該当性の判断基準

①公務の質的・量的過重性

勤務時間外の勤務が公務といえるか

「校長の指揮命令は黙示的なものでも足り、指揮命令権者の事実上の拘束力下に置かれたものと評価できるものであれば公務にあたるというべき」

「教職員が所定勤務時間内に職務遂行の時間が得られなかったため、その勤務時間内に職務を終えられず、やむを得ずその職務を勤務時間外に遂行しなければならなかったときは、勤務時間外に勤務を命ずる旨の個別的な指揮命令がなかったとしても、それが社会通念上必要と認められるものである限り、包括的な職務命令に基づいた勤務時間外の職務遂行と認められる」

鳥居さんが、長時間、学校で活動していた事実に争いはない

*自主的な活動か、時間外勤務かが争点

「時間外教材研究」「学校祭の準備」「夜警」「陸上部部活指導」

「地域クラブの活動」「夏休みの部活指導」

◎量的には、新認定基準を超える時間外労働をしていること

◎質的にも学級担任、部活動指導、生徒指導主事等多数の職務を担当し肉体的精神的負荷は相当重いものがあつた・・・と認定

◎発症前日は夜警+仮眠で良質な睡眠がとれない状況

◎発症直前・・・ユニホックによる急激な負荷

②過重負荷と発症に相当因果関係があれば足りるか、公務が相対的にみて有力な発症原因である場合であることを要するか

→相当因果関係説を採用

③基礎疾患を有する労働者の場合、平均人基準か弱者(当事者)基準か

→本件脳出血は、通常の勤務に耐えうる程度の基礎疾患を有する平均的労働者を基準にしても、原告の従事していた公務に内在し随伴する危険が現実化したものとみとめることができる

2 本件脳出血の発症時期

ユニホック競技終了直後と推認

3 原告の基礎疾患

高血圧・・・軽症ないし中等症

もやもや病・・・3期（増勢期）

「もやもや病罹患者について脳出血の発症率が、健常人と比べてはもとより、未破裂動脈瘤患者と比べても有意に高率であるとはいえ、その発症率は年間約1.38%であって、脳出血を発症しないで経過するものの方が圧倒的に多数であり、もやもや血管の病期が脳出血の発症が最も多発する3期に至ったからといって脳出血を常に発症するわけではない」

第2 1 審勝訴に至る経緯

- 1 審査会段階では、基金は労働時間が新認定基準を上回っていることは認め、相当の労働負荷はあったとしつつ、鳥居さんが「もやもや病」に罹患していたことが判明し、もやもや病は、いつ出血してもおかしくない病気だから、本件発症は公務外と認定した。
- 2 「もやもや病だからといって必ず発症するわけではない」
→脳出血の発生機序を説明する意見書を書いてくれる医師の探索
→もやもや病で脳出血になっても公務上認定をかちとった判決の存在
新宮正医師との出会い、意見書提出、証言
- 3 「鳥居公災認定を求める会」の活動
→他の労災事件との共闘の拡がり
- 4 裁判長の交代と争点の拡大化
多見谷裁判長は、新認定基準を抛り所とし、「相対的有力原因説」的な考え方で、医証について証拠調べをして判決を書けばよいという方針。
田近裁判長に代わって、労働時間、労働実態についても主張・立証の補強が必要との考えを披瀝
- 5 杉林さんによる労働時間の再調査・検討と時間表作成
- 6 奥本先生（陸上部顧問）の証言

1審の勝因 ①「医証なくして勝訴なし」 新宮先生の証言を得たこと
(基金側岡本医師の証言が弱かった)

②奥本教諭（双方申請）証言を原告側の主張に沿った形で遂行

③法廷傍聴の熱気

第3 控訴審の課題

A 基金側の主張・立証の要点

- 1 医証・・・もやもや病の易出血性を補強
- 2 労働時間・・・地域クラブは学校の管理下でないことの立証を補強

B 当方の課題